

令和6年度 浜田市立第一中学校 いじめ防止基本方針

浜田市立第一中学校

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「浜田市立第一中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの定義と態様

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

いじめの態様には次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、陰口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、メール等で誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間外し、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

3 いじめ防止の指導体制と組織的対応

(1) いじめの未然防止と早期発見のために、「いじめ防止委員会」を設置する。

- ・ 構成員は、校長、教頭、主幹教諭（生徒指導主事）、教務主任、学年主任、人権・同和教育主任、道徳主任、特活主任、生徒会担当、養護教諭、その他とし、毎学期「いじめ防止委員会」を開催する。
- ・ いじめ防止委員会の取組内容は、①浜田市立第一中学校いじめ防止基本方針の作成、年間取組計画の作成 ②取組評価アンケートの実施と結果報告 ③研修会の企画・立案 ④未然防止の取組 ⑤早期発見の取組 ⑥各学年、学級の状況報告等とする。

(2) いじめを認知した場合は、その解決に向けて「いじめ対策委員会」を設置する。

- ・ いじめを認知した場合、校長は速やかに「いじめ対策委員会」を開催する。
- ・ 構成員は、校長、教頭、主幹教諭（生徒指導主事）、学年主任、担任、その他とする。
- ・ いじめ対策委員会の取組内容は ①事実関係の情報収集・記録・共有と教育委員会への報告 ②被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針と役割分担を決定 ③保護者と連携をとりながらいじめの解決指導 ④警察等関係機関と連携をとりながらいじめの解決指導 ⑤事態収束まで継続指導・経過観察等とする。

(3) 重大事態への対応

次のような重大事態が発生した場合、教育委員会に報告するとともに、調査組織（第三者および専門家の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保する）を設置し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自死を企図した場合等）
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ③「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

4 いじめ防止のための取組

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に次のようないじめ未然防止の取組を行う。具体的な内容については年間取組計画による。

- (1) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくり
- (2) わかる授業づくり。すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- (3) 友人関係、集団づくり、社会性の育成に関する学年単位、学校単位の行事の実施
- (4) 人と関わることの喜びや大切さに気づき、互いにに関わり合いながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人に認められているといった自己有用感を獲得できる交流体験の実施
- (5) 学年で統一した道徳、学級活動でのいじめ防止の授業の実施
- (6) 教職員研修の実施（いじめ防止の共通認識、外部講師による研修、授業の公開等）
- (7) 生徒会主体によるいじめ防止活動の実施
- (8) 教育相談活動の充実
- (9) 全校生徒対象の情報モラル教育の実施
- (10) 学期末の「取組評価アンケート」の実施・検証、および年 1 回の浜田一中いじめ防止基本方針の見直し
- (11) 保護者・地域に対する情報発信と意見聴取の実施

5 いじめの早期発見のための取組

- (1) 生徒の些細な変化に気づくために、「あゆみ」や健康観察等、今まで当たり前に、あるいは何気なく行ってきたことを意識的に行い、積極的に活用していく。
- (2) 気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった場合、「いじめ・問題行動メモ」を作成し、いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように、を記録し、職員が情報を共有できるようにする。得られた目撃情報等を集約し、必要に応じて関係者を招集し、対応を検討する。
- (3) 被害者が自ら相談することは、なかなか難しいことと考えられるが、教育相談等で教職員が悩みを聞く姿勢をもつ。「24 時間いじめ相談ダイヤル」を周知するなど外部機関の利用を呼びかける。
- (4) 「たより」等で呼びかけることで保護者・地域からの情報が入りやすい体制を整備する。
- (5) 暴力を伴ういじめを目撃した場合は、遊びや悪ふざけといおうとも、なるべく複数の教職員で速やかに止めることを最優先する。

取扱注意

いじめ・問題行動メモ

日時	月 日 (曜) 時間 ()	発見者
場所		
誰が		
誰と		
何を		
どのように		
記入者	→	→ 生徒指導主事

6 いじめに対する早期対応の取組

- (1) いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、「いじめ対応の手順」に従って「いじめ対策委員会」が問題の解消まで責任をもって対応する。
- (2) 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連絡を取り、警察署と相談して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
- (3) 被害生徒やその保護者への支援、加害生徒やその保護者への助言については一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。
- (4) 重大事態が発生した場合、教育委員会に報告するとともに指導助言を受け、調査組織（第三者および専門家の参加を図ることで、調査の公平性・中立性を確保する）を設置し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- (5) ネット上のいじめへの対応については、学校単独で対応することが困難と判断した場合は、教育委員会と相談しながら対応を考える。法務局の協力を求めたり、警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。また、学校における情報モラル教育を実施する。

7 教職員の資質向上に資する校内研修の充実

すべての教職員が、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向かえるようになるために、次のような教職員の研修を実施する。

- (1) いじめ問題についての研修
- (2) 授業力向上のための研修
- (3) アンケートQ Uを活用した事例研究
- (4) 教職員の人権意識を高める研修
- (5) スクールカウンセラー（SC）を交えた教育相談研修

8 年間取組計画

月	校内体制づくり	授業づくり・集団づくり	保護者	早期発見・対応
4	いじめ防止基本方針 の確認 授業ルールの確認	学級目標づくり 新入生歓迎会（生徒会・部 活動説明） 1年道徳 交通安全・防犯教室 1年人間関係づくり教室	いじめ防止 基本方針の 説明 参観日 PTA総会 SCの紹介	生活支援員ファイル(通 年) あゆみ(通年) 健康観察(通年)
5	学級経営案の作成 アンケートQUの実 施・分析	壮行式 3年道徳	学校公開日	ストレスチェック 生活アンケート
6	SCを交えた研修会	人権集会(生徒会) 事前学習として、学年ごと に題材を決めて道徳の授業 を行う	学校公開日	教育相談 アンケート(周囲の生徒の 気づき)
7		学級弁論 校内弁論 2年道徳	二者・三者 面談 学校公開日	①取組評価アンケート
8	いじめ防止委員会 いじめ防止校内研修	職場体験(3年特活・総合) 体育祭準備		ストレスチェック
9		体育祭	学校公開日	
10	アンケートQUの実 施・分析	修学旅行(2年特活・総合) 校外研修(1年特活・総合) 合唱コンクール	学校公開日	生活アンケート
11	SCを交えた研修会	2年道徳 3年道徳	学校公開日	教育相談 アンケート(周囲の生徒の 気づき)
12	いじめ防止委員会	生徒会立会演説会・選挙	二者・三者 面談 学校公開日	②取組評価アンケート
1	分掌部会 SCを交えた研修会	1年道徳 2年道徳 3年道徳	学校公開日	ストレスチェック
2	学年会	将来への心構え(3年特活)	入学説明会 学校公開日	教育相談 アンケート(周囲の生徒の 気づき)
3	いじめ防止委員会	卒業式	学校公開日	③取組評価アンケート

○研修等に関しては、講師の都合により開催時期の変更もありうる。

●道徳授業におけるいじめ防止の取組

- ・各学年とも学期に1回、いじめ防止に視点をあてた授業を実施する。
- ・ワークシートなどの教材は学年ごとに同じものを共有する。
- ・ワークシートは回収し、学級便りや学年だよりなどで紹介する。
- ・後日、各クラスでワークシートの結果などを基に、ふりかえりをする時間を設け、他人を大切にする気持ちが育つような雰囲気作りを目指す。

●特別活動におけるいじめ防止の取組

- ・生徒会活動や学級活動、学校行事など学校全体の教育活動によっていじめを許さない心を生徒に育てる。

9 浜田市立第一中学校いじめ防止基本方針の評価

学期ごとに「いじめ防止委員会」を開催し、PDCA サイクルの考えに従った「取組評価アンケート」を実施し、その結果をふまえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。期待するような改善が見られなかった場合には、その原因を分析し、次の期間(年度)の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 いじめ対応の手順

